

2025年度特定教育・保育施設等の実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して、法令等で定める基準に対する適合状況について確認するとともに、必要な助言や指導等を行うことにより、特定教育・保育施設等の適正な運営やサービスの質の確保を図るために実施するものです。

特定教育・保育施設には、認可保育所や認定こども園等が含まれ、特定子ども・子育て支援施設等には、認可外保育施設等が含まれます。これらの施設について、町田市では、子ども・子育て支援法に基づき実地指導を行っています。

特定地域型保育事業者には、家庭的保育事業者や小規模保育事業所があり、これらについては、区市町村にのみ実地指導の権限が付与されており、町田市では児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、実地指導を行っています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる特定教育・保育施設等を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的の実施しています。

2 2025年度 実地指導実施状況

2025年度に町田市が行った特定教育・保育施設等に対する実地指導等の実施状況は、下表のとおりです。2025年度から、特定子ども・子育て支援施設等の私学助成幼稚園、子育て援助活動支援事業の実地指導を行っています。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるもの、または正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

2025年度：実地指導の実施状況

対象数 (①)	実地指導数 (②)	うち文書指摘 施設数(③)	口頭指導 施設数	文書・口頭 指導事項数	実施率 (②／①)	文書指摘率 (③／②)
特定教育・保育施設（認可保育所、幼稚園（新制度移行園）、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園）						
103	36	22	36	247	35.0%	61.1%
特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業）						
31	31	2	7	10	100%	6.5%

特定子ども・子育て支援施設等（認可外保育施設・預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・私学助成幼稚園・子育て援助活動支援事業）						
131	34	6	6	13	26.0%	17.6%
合計						
265	101	30	49	270	38.1%	29.7%

3 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例
◇ 避難・消火訓練を毎月実施していない。 5件 ○ 避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施していない。（避難訓練は行っているが、消火訓練が漏れてしまった等） 【根拠法令】 東京都条例第43号第20条第2項、東京都規則第47号第5条、町田市条例第34号第7条第2項 <改善の際の注意点> ○ 1年間の避難・消火訓練の計画を立てる際に、消火訓練が組み込まれているか、確認してください。
◇ 調理・調乳担当者の検便が未実施である。 4件 ○ 検便を実施していない月がある調理従事者・調乳担当者がいた。 【根拠法令】 東京都条例第43号第14条、東京都事務取扱要綱第2-7（3）、町田市条例第34号第17条第4項、雇児総発第36号通知、社援施第65号通知、社援施第97号通知、雇児発第0120001号通知、労働安全衛生規則第47条 <改善の際の注意点> ○ 雇入れ時及び配置換えの際並びに月1回以上、必ず検便を実施し、検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させてください。

◇ 健康診断が適切に実施されていない。 4 件	
○ 幼稚園（新制度移行園、幼稚園型認定こども園、私学助成幼稚園）において、健康診断を 6 月 30 日までに受診していない児童がいる。	
【根拠法令】 学校保健安全法第 13 条、第 17 条、学校保健安全法施行規則第 5 条、第 6 条、第 7 条、町田市条例第 35 号第 17 条	
<改善の際の注意点>	
○ 健康診断当日に欠席した児童の保護者に対し、6 月 30 日までに各自、園医を訪ね、健康診断を受診するよう、おたよりなどでお知らせし、受診状況を確認してください	
○ 病気等での長期欠席で健康診断が受診できなかった場合は、出席できるようになったタイミングで速やかに受診してください。	
◇ 児童の安全対策に必要な措置を講じていない。 4 件	
○ 施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）が作成されていない。	
【根拠法令】 東京都条例第 43 号第 20 条の 3、学校保健安全法第 27 条、第 28 条	
<改善の際の注意点>	
○ 設備の安全点検をはじめ、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設での安全に関する事項についての計画（安全計画）を作成してください。	

根拠法令等

略称	正式名称
東京都条例第 43 号	平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
東京都規則第 47 号	平成 24 年 3 月 30 日東京都規則第 47 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
町田市条例第 34 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 34 号「町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」

東京都事務取扱要綱	平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
雇児総発第 36 号通知	平成 13 年 8 月 1 日雇児総発第 36 号通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
社援施第 65 号通知	平成 9 年 3 月 31 日社援施第 65 号通知「社会福祉施設における衛生管理について」（別紙）（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル
社援施第 97 号通知	平成 8 年 6 月 18 日社援施第 97 号通知「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
雇児発第 0120001 号通知	平成 16 年 1 月 20 日雇児発第 0120001 号、障発第 0120005 号通知「児童福祉施設等における衛生管理等について」
労働安全衛生規則	昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号「労働安全衛生規則」
町田市条例第 35 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 35 号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
学校保健安全法	昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号「学校保健安全法」
学校保健安全法施行規則	昭和 33 年 6 月 13 日文部省令第 18 号「学校保健安全法施行規則」

4 集団指導の実施状況

2025 年度は下表のとおり集団指導を実施しました。

実施日	対象事業者	対象事業者数	主な内容
2025 年 5 月 22 日	私学助成幼稚園	1 1	2025 年度から開始する実地指導について
2025 年 7 月 18 日	家庭的保育事業者	1 2	2025 年度の実地指導における主な指摘・助言について
2025 年 10 月 16 日	幼稚園型認定こども園、幼稚園（新制度移行園・私学助成幼稚園）	3 4	2025 年度の実地指導における主な指摘・助言について
2026 年 2 月 13 日	認可保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業者、小規模保育事業所	1 1 1	2025 年度の実地指導における主な指摘・助言について